

平成29年第10回宇佐市臨時教育委員会会議録

平成29年9月8日午後4時00分、宇佐市臨時教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員 教 育 長 竹内 新
 委 員 松永 建比古
 委 員 秋吉 禮子
 委 員 佐藤 修水
 委 員 河野 浩一
- ・欠席委員 なし
- ・説明のため会議に出席した職員
 教育次長兼教育総務課長 若山 雅敏
- ・本会議の書記
 教育総務課教育総務係主幹(総括) 向 英子

◎協議事項

- ・教育長職務代理者の指名について

(開始 午後4時00分)

- 教育次長 教育委員会開会前にご報告がございます。6月の第3回宇佐市議会定例会におきまして、教育委員の任命について、また、8月8日の第4回宇佐市議会臨時会におきましては、教育長の任命について、それぞれ議案を上程し、議会同意を得て、ご承認をいただいたところでございます。本日は永市長より教育長及び教育委員の辞令交付式が行われたことをご報告させていただきます。それでは、ご紹介をさせていただきます。本日9月8日より教育長に就任されました竹内新教育長でございます。
- 竹内教育長 竹内です。よろしくお願いいたします。
- 教育次長 同じく本日教育委員に就任されました河野浩一教育委員でございます。

河野委員 よろしく願いいたします。
教育次長 それではまず、竹内教育長よりご挨拶をお願いいたします。
竹内教育長 (就任挨拶)
教育次長 ありがとうございます。続きまして、河野教育委員よりお願いいたします。
河野委員 (就任挨拶)
教育次長 ありがとうございます。旧制度では、教育委員の中から互選により教育長を任命しておりましたが、今回より、議会の同意を得て、市長より任命を受けた形での新たな教育長制度、教育委員会の発足でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、ただ今より第10回宇佐市臨時教育委員会を開会いたします。

(開会 午後4時6分)

教育次長 なお、今後は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第1項で「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」と規定されておりますので、ここからの進行につきましては竹内教育長をお願いいたします。
教育長 ここからは私が進行させていただきます。よろしくお願い申し上げます。それでは、協議事項の教育長職務代理者の指名について、教育次長より説明をお願いいたします。
教育次長 それでは説明させていただきます。教育長職務代理者につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うこととされております。この規定に基づき、指名された委員が教育長の職務を代理することになりますが、自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合は、地教行法第25条第4項に基づき、その職務をさらに事務局職員に委任することも可能とされております。また、2Pに参照条文がございますので、ご確認をよろしくお願い申し上げます。さらに、任期につきましては、特に定めはございません。しかしながら、他市の状況等確認してみますと、ほぼ一年での交代、年度での切り替え、といったところがございます。そういったことを鑑みまして、毎年3月時点で、またご協議をいただければというふうに思っているところでございます。
教育長 それでは、ただ今教育次長より説明がありましたように、地教

行法の規定により、教育長が職務代理者の指名をすることとなっておりますので、教育長職務代理者の指名を私のほうからさせていただきたいと思えます。私といたしましては、昨日まで教育委員長に就任されておられました松永委員を教育長職務代理者として、指名させていただきたいと思っております。松永委員よろしいでしょうか。

松永委員
教育長

はい、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。では、松永教育長職務代理者より就任挨拶をお願いいたします。

松永委員
教育長

(就任挨拶)

ありがとうございました。皆さん、今後ともよろしく願いいたします。

教育長

各委員に諮り確認のうえ、第10回宇佐市臨時教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時10分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。